

平成21年第3回基山町議会（臨時会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成21年11月27日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成21年11月27日	11時00分	議長	酒井恵明	
及び宣告	閉会	平成21年11月27日	12時50分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	8番	林博文	出
	2番	重松一徳	出	9番	大山軍太	出
	3番	後藤信八	出	10番	松石信男	出
	4番	鳥飼勝美	出	11番	原三夫	出
	5番	片山一儀	出	12番	平田通男	出
	6番	品川義則	出	13番	池田実	出
	14番	酒井恵明	出			
会議録署名議員	4番	鳥飼勝美	5番	片山一儀		
職務のため議場に出席した者の職氏名	（事務局長） 古賀敏夫		（係長） 古賀初美		（書記） 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長 教育長 総務課長 健康福祉課長	小森純一 松隈亞旗人 大石実 岩坂唯宜	まちづくり推進課長 教育学習課長	平野勉 毛利俊治		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 第63号議案 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 第64号議案 町長の諸給与条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 第65号議案 基山町職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 6 | 第66号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第 7 | 第67号議案 平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 8 | 第68号議案 平成21年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号） |

～ 午前11時 開会 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、平成21年第3回基山町議会臨時議会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（酒井恵明君）

日程第1．会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、鳥飼勝美議員と片山一儀議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（酒井恵明君）

日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3～8 第63号議案～第68号議案

議長（酒井恵明君）

日程第3．第63号議案 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第4．第64号議案 町長の諸給与条例の一部改正について、日程第5．第65号議案 基山町職員の給与に関する条例等の一部改正について、日程第6．第66号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算（第4号）、日程第7．第67号議案 平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第8．第68号議案 平成21年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は、平成21年第3回基山町議会臨時会を開催いたしましたところ、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

早速ですが、提案理由の説明を申し上げます。

第63号議案 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。

人事院勧告の趣旨にかんがみ、実情を踏まえ、情勢適応の観点から、期末手当の支給月額を引き下げ、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する必要があるということで御提案申し上げます。

第64号議案 町長の諸給与条例の一部改正についてでございます。

これも人事院勧告の趣旨にかんがみ、実情を踏まえ、情勢適応の観点から、期末手当の支給月数を引き下げ、町長の諸給与条例を改正する必要があるということで提案申し上げます。

第65号議案 基山町職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

人事院勧告の趣旨にかんがみ、実情を踏まえ、情勢適応の観点から、給与改定、期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き下げ、並びに自宅に関する住居手当を廃止するため、基山町職員の給与に関する条例等を改正する必要があるということで提案をいたしております。

なお、この第63号、第64号、第65号議案につきましては、担当課長より補足説明を申し上げます。

第66号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算5,501,591千円に今回15,272千円減額いたしまして、歳入歳出予算総額5,486,319千円とするものでございます。

内容につきましては、主なものとして、給与改定、期末手当及び勤勉手当の支給を引き下げ、並びに自宅に関する住居手当の廃止によるもの、生活保護世帯及び住民税非課税世帯で優先順位に該当する住民に対して、新型インフルエンザ接種助成をするものでございます。新型インフルエンザ関係につきましては、担当課長より補足説明を申し上げます。

第67号議案 平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算1,659,400千円に今回436千円減額いたしまして、歳入歳出予算総額1,658,964千円とするものでございます。

内容につきましては、給与改定、期末手当及び勤勉手当の支給月数の引き下げによるものでございます。

第68号議案 基山町下水道特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算751,286千円に今回539千円減額いたしまして、歳入歳出予算総額750,747千円とするものでございます。

内容につきましては、給与改定、期末手当及び勤勉手当の支給月数の引き下げによるものでございます。

どうぞよろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより補足説明を求めます。

まず、第63号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。総務課長。

総務課長（大石 実君）

それでは、第63号議案の補足説明をさせていただきます。

今回、人事院勧告によりまして、従来、議会議員の期末勤勉手当は指定職のボーナス月数を採用してきておりました。それによりまして、第8条中、これ12月分でございますけれども、「100分の175」を「100分の165」に、一月マイナス、減ということです。

第2条関係でございますけれども、これは6月分についてでございます。これについては、0.15月減ということで「100分の160」を「100分の145」に改めるものでございます。

この1条につきましては、平成21年12月1日から施行ということで、2条に関しましては、来年度の6月からでございますので、平成22年の4月1日からの施行ということでなっております。

議長（酒井恵明君）

引き続き第64号も。

総務課長（大石 実君）

そしたら、第64号議案をお願いいたします。

これにつきましても同じで、町長の諸給与の条例の一部改正でございますけれども、1条につきましては、今回、12月分で「100分の175」を「100分の165」に、第2条関係が来年の6月分でございますけれども、「100分の160」を「100分の145」に改めるということでございます。

これにつきましてはの施行日は、1条に関しては平成21年12月1日から、2条に関しまして

は平成22年4月1日からの施行ということでございます。

議長（酒井恵明君）

続いて第65号議案もお願いします。

総務課長（大石 実君）

第65号議案でございますけれども、基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますけれども、人事院勧告に伴う条例改正でありまして、人事院が民間給与との格差0.22%の是正のため、月例給の引き下げ、それと、期末勤勉手当の0.35月分引き下げる勧告を行いました。これに伴いまして、月例給の引き下げを平均で0.24%を引き下げることになっております。

3ページの第13条でございますけれども、これにつきましては、自宅にかかわる住居手当、新築購入後5年間は月額2,500円の支給がございましたが、これを廃止するというところでございます。

それから、3ページの3項でございますけれども、21条2項中の、12月分ですね、職員の12月分を「100分の160」とあるものを「100分の150」に改めるということでございます。これにつきましては12月分でございます。この分は12月分でございます。その下にある分は、再任用の分ですね。第3項中の改正は再任用の分を「100分の85」を「100分の80」に改めるということでございます。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと思います。

第2条でありますけれども、これにつきましては、6月分の期末手当を「100分の140」を「100分の125」に、それから、勤勉手当を「100分の75」を「100分の70」に改めるものでございます。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページの中ほどの(1)平成21年4月1日からということの欄でございますけれども、これにつきましては、4月から11月まで8カ月分の計算の方法、8カ月分を給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を掛けて算出をするということでございます。

それで、その下の表につきましては、1級の1号給から56号給までは給与本俸が変わらないということです。2級につきましては1号給から24号給まで、3級におきましては1号から8号給までは給与の本俸が変わらないということでございます。

それと、(2)につきましては、6月勤勉手当における減額の計算の方法でございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明にかえさせていただきます。

議長（酒井恵明君）

続きまして、第66号議案の新型インフルエンザに関する補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

第66号議案の今回補正をお願いいたしておりますが、新型インフルエンザワクチンの接種に関する助成に対しての補足説明をさせていただきたいと思っております。

事項別明細書により補足説明をさせていただきます。3ページをお開き願います。

今回は歳出といたしましては、新型インフルエンザ関係につきましては7,025千円の計上をお願いいたしております。

まず、歳入でございますが、先ほど町長のほうからもちっと説明がありましたが、対象者といたしましては、生活保護等の世帯員及び住民税非課税世帯員の中で、優先接種対象者になれる方という両方の条件を満たしてある方に対しての助成というものでございます。対象者は1,466名見込んでおります。そのうち4分の3に対しまして、今回、新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金といたしまして、4,728千円を新たに計上させていただいております。

続きまして、歳出でございます。14ページをお願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。14ページの4款1項、まず、1目のうち7の賃金でございますが、これにつきましては、一応新型インフルエンザ関係で臨時職員78日分、1名を今回お願いをいたしております。

それから、2の予防費でございます。

まず、役務費でございますが、予防接種審査支払等手数料といたしまして、198千円お願いいたしておりますが、助成をいたします方法といたしまして、まず、直接医療機関のほうで支払いをしていただく方、これにつきましては償還払いという形で助成をいたします。もう一つは、もう医療機関に支払いをされない方、こういう方につきましては、証明書等を持っていただければ、医療機関のほうではもう無料で接種できるということでございまして、その医療機関で無料に接種をされる方につきましては、国保連合会を通じまして医療機関に支払うという形になりますので、その国保連合会のほうでそれを審査するという手数

料でございます。単価といたしましては、111.6円という形での費用がかかるようになっております。その費用を198千円追加をお願いいたしております。

それから、13. 委託料でございます。これにつきましては、先ほども説明をさせていただきましたが、病院で無料で受けられる方、この方につきましては国保連合会を通じて支払いを基山町からさせていただくということでございますので、国保連合会と委託契約を行うということでございます。その委託料といたしまして、5,981千円でございます。一応これに関しては1,391名の見込みをさせていただいております。

それから、20の扶助費でございます。これにつきましては、償還払い、直接医療機関に支払われた方、例えば、県外で受けられたりとか、契約を結んでいない医療機関のところでした方とかにつきましては、それから、証明書がない方につきましては、一応全額支給をしていただいて、後で該当される方につきましては、うちのほうで申請をしていただいて償還払いをするという形をとらせていただきたいと思います。その方につきましては、一応75名程度を見込んでおりまして、324千円の追加をお願いいたしております。

補足説明につきましては、以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

補足説明が終わりましたので、ここで暫時休憩いたします。

～ 午前11時19分 休憩～

～ 午前11時30分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

第63号議案に対する質疑を行います。片山議員。

5 番（片山一儀君）

第63号議案、第64号議案にもちょっと関連あるんですが、基山町特別職報酬審議委員会条例第2条に基づいて委員会を開催されたのか、されなかったのか、あるいはそのされた結果はどうであったのか教えていただきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

基山町の特別職報酬審議会は開催いたしました。それで、一応結果としましては、人事院勧告どおりということの意見を伺っております。（「しなかったんですか」と呼ぶ者あり）いや、開催しました。（「した。それで、妥当であるということですか」と呼ぶ者あり）はい、そうです。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。後藤議員。

3番（後藤信八君）

今の関連で、開催されて、人事院勧告どおりということでありますけれども、それでありましたら、人事院勧告では指定職について0.03の給与の引き下げということで、0.3ですか。総務大臣以下ずっと勧告のほうで給与を引き下げておりますが、議員と町長、それから、教育長、特別職の皆さんの俸給の引き下げがないことについての理由についてちょっとお願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

その際、近隣市町村の動きというものもございまして、近隣市町村、佐賀県においては、ほとんどの市町村が情報段階では特別職の報酬は引き下げないということでありましたので、今回こちらのほうも引き下げ等はありません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

ちょっとよくわからないんですけども、2年ほど前にいろいろ大きく下げたというふうなことがあって、そうだったのか。例えば、そんなら審議会の中では指定職の給与引き下げについては話題になったんですか、検討はされたんですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

一応報酬審議会においては、議員等には、第2条に書いてあります、町長は議会議員の報

酬の額並びに町長の給与の額に関する条例を議会に提出するときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとするということになっておりますので、どうして開かなくてはいけないのかという意見もありましたけれども、こちらとしては意見をお伺いすると、報酬審議会で皆様方の意見をお聞きしたいということで審議会を開催しております。だから、諮問等をちょっと今回はしておりません。意見をお伺いするというで開催をしたところでございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。3回目。

3番（後藤信八君）

いや、私が確認しておるのは、今回のやつで審議会を開いて意見を聞いたと。だから、本来、審議会は給与、報酬に関することだけを諮問すればいいということですから、手当についてする必要はないわけでありましてけれども、私が聞きたいのは、手当の引き下げについて意見を聞いたと、国家公務員のほうで指定職については0.3%引き下げているにもかかわらず、近隣がした、しなかったとかということじゃなくて、基山町としてそのことをとらえて、みずからも議員も町長も引き下げるという話にならなかったのかどうか、あるいは審議会のほうでそうすべきだという意見は全く出なかったのかどうかですね、そのことを確認します。

議長（酒井恵明君）

審議会の内容をね。総務課長。

総務課長（大石 実君）

一応概要としては説明をしましたけれども、その部分については特別意見等、こちらのほうが各市町村、近隣市町村がそういったことがないということを使ったものですから、余り議論にはそこはなっておりません。

議長（酒井恵明君）

4回目ですが、2回目の質問と答弁がちょっとマッチしなかったようでございますので、特別に許可いたします。後藤議員。

3番（後藤信八君）

少ない金額のことでということもあるかもしれませんが、私、非常に残念なのは、今回、例えば、国家公務員の給与を、1万1,100社の平均で863円の0.2何ぼというパーセントが出ていますが、この1年間の、例えば、佐賀の月例給与の統計なんかをずっと見ていま

すと、6も7も固定給与ベースで下がっておるんですね。実態は、民間は。5とか、6とか、7とかですね、毎月。ほとんど前年マイナス、前年マイナス、前年マイナスで行っているぐらいに、賞与どころか、給与ベースも非常に厳しいという実態。それから、賞与については、恐らく非常に大きな8%とか、9%の減額でありますけれども、もらえない人が大体2割ぐらい出るだろうというぐらいの状況に陥っておるわけです。

そういう中で、職員の皆さんは勧告どおり0.24ですか、引き下げると。やっぱり町のトップレベルを占める町長と我々議員が、わずか700円、500円のことかもしれませんけれども、それを引き下げる話が出てこないということ自体が非常に情けないというか、そういう気がいたします。これは今すぐということ、今回はもうそれで審議会でも意見が出なかったということでもありますから、これに反対して期末手当の反対までしてしまう形になってしまいますんで、あれしますけれども、十分周辺の状況がそんだけ大変な状況になっているということについて、やっぱり自分の身の処し方について、もっと我々は真剣に考えにやいかんというふうに思いますんで、ぜひそのことを要望申し上げておきます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

まず、提案理由の中に、「人事院勧告の趣旨にかんがみ」ということを大々的に言ってありますが、人事院勧告が議員の報酬等について勧告することができるんですか。法律的にはどこで人事院勧告は議員の報酬について勧告は出ていますか、まず。議員の報酬について。ここに大々的に書いてあるんだから、「人事院勧告の趣旨にかんがみ」と。議員報酬について、人事院勧告はどこで出していますか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

確かに議員ということは出ておりません。しかしながら、今までの慣例では、先ほども言いましたように、人事院勧告で指定職がかわれば、それに基づいて期末手当の増減を行ってきておりますので、それに基づいて、趣旨にかんがみまして、今回もこういうことで提案をさせていただいているところでございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

そういうことなら、要するに行政の主体は違いますけれども、国政なり、県政なり、あるいは市政なり、町政なり、それぞれの議会があって、その中で議員報酬というのは決定されておるわけでしょう。それぞれの自治体の組織の中で、それを一律的に何%という形で減らささいということが人事院は言えるわけじゃないですか。逆に言えば、基山町にも特別職の報酬等の審議会条例がありますよね。それぞれの自治体の中でそのことが提案をされて、審議をされて出てくるならわかりますが、一足飛びに上から人事院の勧告によって、地方の議員の報酬等についてまで勧告はできるわけじゃないです、現実的に。それを大舞台に持ってきて、一番しょっぱなに「人事院勧告にかんがみ」というふうに持ってこられては、私はおかしいんじゃないかと。

先ほどちょっと後藤議員の中で私ちょっと気になったんですが、今回、特別職の報酬審議会を開いたと、さっき言われましたよね。基山町の場合は特別職の審議会委員は8人ですね。じゃ、具体的に8人のうち何人が出席をして、何月何日にそれだけのことを審議したという何かあるんですか。そういう記録が。記録ありましたら、教えてください。

議長（酒井恵明君）

平田議員、出席者は何名でとどめておいてください。（「はい、いいです。はい、そうです。何月何日に何名出席して審議したと」と呼ぶ者あり）総務課長。

総務課長（大石 実君）

開催したのは11月12日に開催しております。それで、出席委員は8名でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

確認します。さっきのちょっと後藤議員とは違うんですが、基山町の特別職の報酬等の審議会条例というのがありますね。条例の中に2491ページに書いてあります。その中に町長は、議会議員の報酬の額並びに町長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとありますね。この中の「等」というのは何ですか。さっき何か後藤議員は手当は入らんというような御意見があったようですが。私はこの「等」というのは、わざわざ「等」がうたってあるのは、手当も入

らと思っているんですよ、解釈上は。手当はよそのまちの条例にはちゃんと区分してありますよ。うちの場合、何も書いてない。ただ「等」と書いてある。「等」と書いてある以上は、当然、手当は入るわけですよ。入らないという根拠はどこありますか、出してください。手当は入らんと。私は、今回審議会をしたのは、手当は入ると思って私はしたと思いますよ。今後のことがあるから、そこははっきりしてほしいと思います。

以上です。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

「等」というのは、報酬及び給料がありますので、町長は給料ですので、それが「等」になっております。

議長（酒井恵明君）

総務課長、手当は入らないなら入らないとはっきり明言してください。総務課長。

総務課長（大石 実君）

手当は入りません。（発言する者あり）（「どこか法律にあるんでしょう、あるなら」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

いや、この条例を読む限りでは、この「等」は給料を指しております。給料。（「それは総務課長の判断でしょう。あなたの判断でしょう。どこにそれが書いてあるかと言っているんです。そういう判断をする場合、何かぴしゃっとした規則がないといけないでしょう。私は、これは長は町長だというのはどこにも書いてないですよ。よその町の条例を見てごらん。書いてあるんです」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

「等」についての問いですよ。町長。

町長（小森純一君）

私の解釈も総務課長と一緒になんですけれども、それが当たっているかどうかというのはちょっといかがかとは思いますが、やはりこの文面からすれば、議会議員の報酬の額並び

に町長の給料の額に関する条例をということでございますので、その当該報酬等ということは、議員の報酬と、それと、町長の給料ということというふうには読んだわけでございます。これにこの「等」がこの2つだけじゃなくて、もっと手当もということ、そこまでこれに含んでおるのかどうかというのはちょっとその辺は解釈の仕方といいますが、になるのかなというような気がいたします。（「4回目は、理解できないから、いいですか。今では理解できないから」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

今の答弁では。（「ですから、報酬等はどこで審議するんですか、じゃ。どこも議員の報酬」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。（「議員の報酬等についてはどこで審議するの」と呼ぶ者あり）総務課長。

総務課長（大石 実君）

今まで、例えば議員、町長等の給与の引き下げ、増減を行う場合は、さっき言ったように報酬審議会を開いて、その中でこちらが諮問をしまして、そこで答申を受けて、それに基づいて議会に提案をしまして増減をしてきております。

以上でございます。（「手当についても」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

総務課長、一緒に答弁してください。

総務課長（大石 実君）

手当については今までしたことはございません。（発言する者あり）議員の期末手当、町長の期末手当の月数の増減について、今まで報酬審議会を開いたことはございません。前回あいった意見等がございましたので、今回初めて報酬審議会を開いて、諮問じゃなくて、意見を聞くという形をお願いをして意見を聞いたところでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員、関連であったようですので。

4番（鳥飼勝美君）

ちょっと今の平田議員の質問、総務課長で、なかなかかみ合っていないようでございますけれども、私はこういうふうに思っております。

特別職報酬等審議会条例、この「等」の問題ですけれども、これを読めば、「等」は、

「報酬等」は、町長の場合は給与ですから、「等」の範疇に入ると。狭義に考えれば、そういうふうに見るのが普通ですね。しかし、広義に考えた場合があるんですよ。結局、基山町の議員なり、町長の特別職の報酬というのは本俸だけじゃないと。当然、重要な要素としての期末手当、こういうものについても当然、特別職報酬審議会の審議の範疇に入れるべきであり、他の市町村では期末手当ということをも明記して、特別職報酬等審議会に明記してあるところもあります。だから、「等」に誤解のないように、私としては、今後の特別職報酬審議会の中にも期末手当というのは重要な報酬なり、給与の一部に入りますから、明確に特別職報酬審議会の審議内容に報酬並びに給与並びに期末手当、そういう面についても報酬審議会の審議の範疇の中に入れるべきだと思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

報酬、給料、手当を区別して、きちっと明記するということですね。（発言する者あり）
今後のことで何か。町長。

町長（小森純一君）

確かに今度このことがございまして、開くべきなのか、開かなきゃいかんのかどうかというようなことも内輪で検討もした経緯がございます。そこで、よそは明記してあるところはあるといふようなことは確かにちょっと話は出ております。しかし、うちはもうそこまで書いていないから、これはということで先ほど申したような解釈をしたということでございます。その辺のところはやっぱり少し研究もやっていかなきゃいかんと。確かにあいまいな面があるなというふうには思っております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。片山議員。

5番（片山一儀君）

いろいろ基山町の条例を見ていますと、文章的に非常に拙劣であります。今まで「等」というのは、これは全部規定があるんです。「等」は何を指すよというやつが。ところが、基山町条例は中学校の文章と同じで、わからないやつは「等」にひっくるめておこうと、こういう嫌いがあります。さて、こういう問題があるので、平田議員おっしゃったように、きちっとこれは定義をされるべきだし、この前も私がそういう質問をしたんですが、私は鳥飼議員と同じ、報酬というのは何かですね。これはやっぱり全部報酬という一般用語あるわけで

すね。だから、きちっとしていただきたいと。

それから、もう1つ、指定職というのは要件ございます。指定職の慣行に従って、議員とか、町長を国の指定職に準ずるのかと。こうではなれないということを御理解いただきたい。指定職の読まれたことないだろうと思うんですけども、指定職には甲もありますし、乙もありますし、だんだんあります。そこあたりも一般社会情勢というのがあるでしょうからね。過去の慣例に従わず、新たに変えていっていただきたいと思います。

以上です。

議長（酒井恵明君）

「等」に関しての条例の整備をしてほしいという要望ですね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第63号議案に対する質疑を終結します。

次に、第63号議案に対する討論を行います。

反対討論、まず、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第63号議案を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第63号議案は原案どおり可決しました。

次に、第64号議案に対する質疑を行います。平田議員。

12番（平田通男君）

直接これと関係あると思うんですが、今回、教育長がここに出ていないのはなぜでしょうか。（発言する者あり）教育長出とらんでしょう。（発言する者あり）いえ、こちらに。この議案の中に上がっていないのはなぜですか。

議長（酒井恵明君）

ああ失礼しました。

総務課長。

総務課長（大石 実君）

教育長につきましては、町長の給与条例の町長の給与に準ずるということになっておりますので、期末報酬をですね、それでなっております。だから、教育長のほうもこのとおりになります。減額になります。（発言する者あり）済みません。ちょっと待ってください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

申しわけございません。教育長に関しましては、教育長の条例によりまして、第4条に教育長には期末手当を支給するで、2項で前項の期末手当の支給については町長の諸給与条例第5条の規定を準用するということになっておりますので、それで行っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第64号議案に対する質疑を終結します。

第64号議案に対する討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第64号議案を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第64号議案は原案どおり決しました。

次に、第65号議案に対する質疑を行います。片山議員。

5番（片山一儀君）

議案そのものというよりも、わかりやすい議案にしたいです。理由は、要するに基山条例が議案の中にずっと書いてあります。これは本来、わかりやすくするために、こういう文書は別紙にするように定められていますよね。これは文書規則に入っている、この基山町の規則でなくて、それが一般公務員の常識だと私は思っています。わかりやすくするためには、これは別紙にして、本文だけをきちっと上げていただくといいように、これから変えていただきたい。

なれば、基山町の文書力は、私は非常にレベルが低いと思っています。申しわけありませんが。後の提案理由も町長説明されたけれども、いつも言うけど、提案理由が入っていない。提案理由のない議案だったら、出さなければいいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

要望ですね。

松石議員。

10番（松石信男君）

住居手当が廃止になります。2,500円分ですね。新築に係る部分ですか。この該当者は何人ですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

10人でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

もう一つお伺いしたいのは、これ人事院勧告で、この資料によりますと、影響額等についてということで、一番最後というか、最後から2番目の13ページに、平成21年度人事院勧告の影響額等についてということで、そこに年間合計20,000千円ぐらい出されておるわけですが、そうしますと、職員1人当たり年平均幾らの減額になるのかと。私、ちょっと計算したところ、職員145人かなということであれば出るとは思いますけれども、幾らになりますか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。しばらくお待ちください。計算されるということですので。総務課長。

総務課長（大石 実君）

約140千円でございます。（発言する者あり）一応144人で。（発言する者あり）特別会計もでございますですね。ちょっと単純に……（発言する者あり）

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

約でございますでしょうか。約140千円でございます。（発言する者あり）140千円ちょうどぐらいだと思います。やはり140,329円。（発言する者あり）いや、29ページからしたら（発言する者あり）いや、13ページの20,347,841円を145で。資料の13の。（発言する者あり）

議長（酒井恵明君）

答弁中ですが、ここで休憩いたします。

～午後0時5分 休憩～

～午後0時15分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、総務課長の答弁を求めます。総務課長。

総務課長（大石 実君）

どうも申しわけございませんでした。お手をとらせました。

1人の影響額は133,358円でございます。（発言する者あり）

議長（酒井恵明君）

もう一度はっきり。総務課長。

総務課長（大石 実君）

145名で計算しました。

議長（酒井恵明君）

松石議員、3回目ですね。

10番（松石信男君）

御存じのとおり、政府は今の景気の状態について、デフレスパイラルということで認定を

しましたですね。あえて説明する必要はないと思いますけれども、賃金が下がれば消費に影響すると、消費が下がる。消費が下がれば会社の利益が減る。会社の利益が減れば賃金が下がる。賃金が下がればぐるぐる回る。これをどうしてもどこかで断ち切らにゃいかんというのが、やはり私は一つの課題になっているというふうに思っております。

そうした中で、いわゆる民間の給与にも影響をすると私は思っておりますが、公務員の給料を引き下げると、それも人事院勧告というのは、いわゆる公務員のスト権等の代償で設けられた措置ですが、景気の悪化、それから、ますますの民間賃金の引き下げと、こういうことに私は影響するのではないかというふうに思っておりますが、全く影響しないと、基山町内の消費にも全く影響しないと、かえって基山町の財政にとってはプラスになるというふうにお考えなのかどうか、町長の御答弁をお願いします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

確かに今、デフレ傾向だということは言われております。それはデフレスパイラルというようなこと、松石議員がおっしゃるとおりだというふうに思います。そういうときに給与の引き下げということは、それに拍車をかけるんじゃないかということ、これはやっぱり私も心配するところでございます。公務員の給与引き下げ、それがまた民間にというようなこと、そして消費の冷え込みというような、これは一つのスパイラルだろうと思っておりますけれども、その辺の危惧は確かにするんですけれども、しかしながら、だからといって、ここで職員の給与をこのままにするということは、やはりちょっと町民の感情といたしますか、その辺からしていかがかということで提案させていただいておるわけでございます。デフレとか、それに関しては全く松石議員と私も同じような考えを持っております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

さっき松石議員がちょっと触れられましたが、この人事院勧告というのは、町長も御存じのように、あくまでも公務員の労働三権である団体交渉権、あるいは団結権、争議権、その中の争議権と団体交渉権の代償措置なんですよ。それで、基山町で言えば自治労ですけども、自治労という組合があって、団結権はあるけれども、そういう争議権とか、団体交渉

権はないということで、人事院が現在の経済情勢を見ながら勧告をしてきて出してくると。過去、現実的に、今まではずっと上げるための人事院勧告だったわけですよ。昭和48年ぐらいからずっと上げてきたわけですが、これが平成になって、今度は下げるための人事院勧告になってきているわけですね。人事院というのはそういう権力、権利があるのだろうか。あくまでも代償措置としての人事院であって、そして、それを勧告したから、そのまま右へ倣えて町が上げてくるというのは私はおかしな問題だと。さっき町長は住民感情からおっしゃったけれども、じゃ、景気がいいときはだれも住民は言わないんですよ、現実的に。私が学校を出るころは、昭和33年ごろ、極端に絞ったら申しわけないですが、学校を出た人が役場に勤めようと、そういう雰囲気はなかったですね、私も経験していますが。役場が一番ひどかったんですよ、公務員の給料としては。役場と警察官、学校の先生。これが極端に低い時代がありました。そのときは、朝鮮動乱以来だんだん景気はよくなってきて、そして、民間格差ということが言われ始めました。これは低いから言われたんですね。景気がよくなったときには、民間は全然そういうことは言わないんです。そして、公務員は我慢を強いられてずっとやってきているわけですね。そして、現実的に平成になってから景気が悪くなって民間ペースが落ちたから、途端に公務員に矛先を向けて、減額措置、減額を勧告するということが当たり前みたいに今なっているわけですが、これを受けた公務員は反発するところは何にもないわけですね。団体交渉権もない、争議権もない、取られているんだから。今町長が言われたように、世論、住民感情がどうこうと言うなら、私は住民感情というのは、さっきも言いましたように、いいときは絶対出てこないですよ。役場において、いろんな仕事をしていて、役場の職員の給料と民間の給料は物すごい差があった時代がありますよ。一つも出てこない。住民が役場の職員が給料が安いから上げなさいなんていう意見出てこないです。そこで人事院が提案をして出してきたわけですね。

私はそういう意味からも、例えば、今回でも特別職等については1.8%ですか、減額出ていますね。職員だけは2.4%ですね。何でそんな開きが出てくるのか。その辺もわかりません。と同時に、私は、昭和50年ごろから基山町にしても、やはり優秀な人材が集まってきていると思います。その前がどうこうというんじゃないんですよ。それは基山町の役場に勤めたいという人の数がだんだんふえてきて、そして、それなりの競争をしながら町職として入ってきているわけですね。それをある意味では片っ端から、片っ端と言ったら語弊があるけれども、どんどん減らすような方向だけで本当にいいんでしょうかと思うんですね。本当に

住民感情というならば、やはり格差が開いたときも、マイナスのときも当然住民感情は出てこにゃいかんです。一つも出てきていない。そして、極端に言えば、何年と虐げられた給料の中でやってきて、そして、朝鮮動乱を契機にして、これではいけないということで人事院勧告が出されるようになって、何年かでやっと民間ベースに追いついた。その当時を考えると、やはり公務員であっても組合組織をつくり、自治労なら自治労、日教組なら日教組、そういうものをつくって、極端に言えば、生活闘争をした中で賃金は上がってきているわけですね、現実的には。今、生活闘争をしないから、極端に言ったら、組合の組織率なんかもだあっと落ちているでしょう。

こういう中で、一方的に減額をどんどん出してくるという姿勢は、私は地方自治体としてはいかなものかなと思います。将来の基山町のことを考えた場合に、やはり優秀な人材を確保しながら、その中でいるんな経営努力をやはりしていくべきだと思います。

そういう意味で、私は今回の提案については反対をしたいと思います。

以上です。

議長（酒井恵明君）

重松議員、先ほど手が挙がっていましたので。

2番（重松一徳君）

ちょっとわからない点は何点かありますので質問したいと思いますけれども、1つは、今回月例給の引き下げがされているわけですが、基山町の場合は0.24を乗じた額で改定されておりますけれども、国の、この資料の11ページを見てもらえれば、民間給与との格差に基づく給与改定で、月例給0.22%引き下げて863円が人事院勧告では引き下げられておりますし、佐賀県の場合の人事院勧告では0.21%の引き下げになっております。この基山町の0.24にした根拠をまず説明をお願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

これにつきましては、人事院勧告におきまして、4月1日現在の給料に対して0.24の調整率を掛けるという勧告がなされております。それと、実施時期が4月1日からということで、その関係で0.24%を使っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員よろしゅうございますか。重松議員。

2番（重松一徳君）

これは私のとらえ方の違いですかね。これ6月1日からの分になるんじゃないんですかね。

（発言する者あり）違うか。

それから、じゃ、この0.24を乗じた額で結局減額分、基山町の平均、結局0.24を乗じた改定額の、これ平均で幾ら下がるんですか、金額。

それから、この改定の中には、これ給料月額と住居手当も入っていますね。それから、先ほど言われた4月1日分からのこれははね返りですよ、今日の給料に。それがトータルして改定額で幾ら下がると、基山の場合は平均幾ら下がりますよと。これが出してあるのも多分そういうところで計算して出してあるんじゃないのかなと思いますけれども、例えば、この人事院勧告の863円という金額ですね。基山の場合、平均幾ら下がりますか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

申しわけございません。ちょっと今それは手元に資料ございません。申しわけございません。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

小さい数字ですので、それが必ずしも私必要と言って質問したわけじゃないんですけれども、根拠がどうしても必要になってくると、幾ら下がるのかという部分がありますので、質問しております。

それから、今回の人事院勧告はいろんな、先ほども言われました給与の勧告から含めてありますし、その次のページを見てもらえれば、やっぱり報告という形で、いろんな部分出されていると思うんですね、人事院のほうから。例えば、佐賀県のほうにしてもそうですけれども、その他の報告事項というふうな書き方ですね。例えば、人材確保をしなければなりませんよとか、勤務環境の整備とかですね。そうすると、ここにも書いてありますけれども、例えば、超過勤務手当の支給割合とか、そういうのも含めて見直してくださいというふうな、

これ報告もありますね。基山の場合、これ月に60時間以上の残業とか、そういうのをされている職員の方はいらっしゃると思いますけれども、もしあれば、こういうところの改定もしていかなければならなくなりますし、育児とか、介護とか関係で両立、仕事も、そして、家事も、育児もという部分で、この辺もできるだけ支援体制を充実しなさいとか、セクシャルハラスメントとか、そういうのもないようにと、働きやすい職場というのも一緒にこれ勧告、勧告というわけじゃないんですけれども、報告されていますね。この辺については何か基山町の場合は考えがあれば、お聞かせをしていただきたいと思いますけれども。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

時間外につきましては、3月の定例会に議案を提出をお願いしたいと思っております。その他のことについては、やはり基山町内でそういった仕事のしやすい環境というのですか、そういった環境づくりはしていかななくてはいけないと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

ちょっと細かい点で確認ですけれども、一番最後の影響額等の資料ですね。これでいきますと、職員の改定後総額、月例給の報酬は347千円マイナスで、0.06ぐらいにしかならんですけれども、0.2%俸給改定ということでもありますけれども、580,000千円に対して347千円、年間ベースでは0.06ということで、どういう感じで俸給改定0.2になっておるのかどうか。

もう1点は、若年層に配慮している、私はそのことは大賛成で、若年層は下げないということでもありますけれども、その関係で若年層の下げないという方のウエートが大きいのかどうか。それで平均が下がらないのか。その辺ちょっとお願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

平均が下がらないのは、ちょっと私も原因はわかりませんが、減額の改定の対象で

ない職員は全部で11名でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

それだと、この最後のページの、要は年額で340千円しか報酬が下がらないという職員、この数字がちょっと解せないというか、お願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

ここは12月から3月までの分ですね。それと、定昇がございますので、定昇分を引きますので、こういうふうになっていると思います。（発言する者あり）

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

俸給のほうは、期末勤勉手当で調整するということになっておりますので、その中に入っております。申しわけございません。説明が悪かったと思いますけれども。その中で全部調整するから、減額の分は期末勤勉手当の中に全部入っております。申しわけございません。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第65号議案に対する質疑を終結します。

第65号議案に対する討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わり、第65号議案を採決いたします。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第65号議案は原案どおり可決しました。

次に、第66号議案に対する質疑を行います。

議案書の12ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次に、事項別明細に入ります。

3ページをお開きください。

歳入14款・県支出金、第2項・県補助金。重松議員。

2番（重松一徳君）

この部分、生活保護者、そして、非課税の世帯に対しての補助と。これ国が決めたんですね。国が決めて、県が支出の補助と。これ先ほど4分の3が、これ県と。後で歳出見ればわかりますけれども、4分の1は町の支出になりますね。今、ずっと問題になっている、こういう国とか、県が決めたことに対して、これ100%やっぱり県に対して支出をしてくれというふうなこと、これは申し述べ含めてできないんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

おっしゃるとおり、4分の3ということでございますが、詳しく申し上げれば、国が2分の1、県が4分の1、残りの4分の1を一応町ということになっております。ただし、今回につきましては、町の4分の1につきましては、特別交付税で対応するということになっております。ただ、これにつきましては本当にそれが4分の1丸々特別交付税で反映されるかということのはっきりわかりませんが、全額、ある程度特別交付税に反映するような形で対応するような話は聞いております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次、17款・繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

歳出に入ります。

議会費 1 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2 款 1 項 1 目、3 目、4 目、5 目、6 目まで、7 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2 款 3 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2 款 4 項 3 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2 款 5 項 4 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3 款 1 項 1 目、2 目、4 目、12 ページですね。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3 款 2 項 1 目、2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

4款1項1目、2目、3目。14ページ全部です。はい、鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

1,466名が対象者ということで、現物といいますか、直接が1,391名と、あとは現金給付と
いいますか、後から払ってということで見通し上ありますけれども、大体何割ぐらいが受け
られると想定、現況を勘案して、どういうふうに課長の見解といいますか、どのくらいの方
が受けられるというふうに想定されておりますでしょうか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

予算的には全員受けられるということで上げさせていただいております。

ただ、いろいろ今、ワクチンの海外関係の輸入品、問題が出ておりますが、これにつま
ましてはほとんど輸入品、日本の部分で間に合うようなお話を聞いておりますが、65歳以上
の方の半分の方が輸入に頼らなければいけないというような、今情報をちょっと得ております。
それは実際どうなるのかわかりませんが、だから、そういうふうな風評もございます
ので、中にはやっぱり受けられない方もいらっしゃるのではないかなということで、どれぐ
らいというのはちょっと思っておりません。

それと、もう1つ、基礎疾患のある方というのがなかなかつかめないということがござい
まして、これにつまましては、国あたりが3割弱の数値を使っておりますので、それにつま
ましては3割弱程度の基礎疾患の方ということで一応計上させていただいております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員よろしゅうございますね。重松議員。

2番（重松一徳君）

私はこの予防費の中に、本来ならば新型インフルエンザ対策として、15歳以下の児童に対
しても補助をつけていただきたいという要望あるんですけれども、上がっていませんけれど
も、1目の7節の賃金で臨時雇賃金、先ほど説明がありましたけれども、78名と。これ有資
格の方でしょう。これ時給幾らの方の臨時職員でしょうか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

これは事務的なものでお願いとしておりますので、特別に有資格者ということではございません。今、いろんな形でインフルエンザ、情報が頻繁に来ておりまして、そしてまた、変わったりする関係もございます。そういう関係で事務を担当していただきたいということで今回お願いいたしております。

賃金につきましては、6,680円でございます。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。重松議員。

2番（重松一徳君）

これ6,680円というのは、じゃ、これ1日のですね。これフルタイムで1日働いてもらうという形で、78人分ですので78日ですね。そういう形でなっているんですね。これ例えば、今の保健センターでもそうですけれども、例えば検査なんかは2時間、3時間の勤務というふうな取り扱いされている職種の方がいっぱいいらっしゃるんですね。これとは全く違うと。事務的な問題ですから、職員の勤務時間と全く同じ扱いでされるという形なんですね。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

そのとおりでございます。二、三時間ということをお願いしている者につきましては看護師等の健診業務とか、そういう必要な時間だけお願いしておりますが、この方につきましてはフルタイムでお願いしたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款1項2目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款3項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款4項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款5項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

9款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款3項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款4項1目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款5項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

第66号議案に対する質疑を終結します。

次に、第66号議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第66号議案を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第66号議案は原案どおり可決しました。

第67号議案に対する質疑を行います。

議案書の17ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正について。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細に入ります。

3ページをお開きください。

歳入。（発言する者あり）ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

歳出に入ります。

1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

第67号議案に対する質疑を終結します。

第67号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第67号議案を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第67号議案は原案どおり可決しました。

第68号議案に対する質疑を行います。

議案書の20ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入行きます。6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

歳出、2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第68号議案に対する質疑を終結します。

第68号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第68号議案を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第68号議案は原案どおり可決しました。

以上をもちまして、平成21年第3回基山町議会臨時会を閉会します。

～午後0時50分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 酒 井 恵 明

基山町議会議員 鳥 飼 勝 美

基山町議会議員 片 山 一 儀